

土壌汚染に関するリスクコミュニケーションの 推進に向けた取組みについて

1. これまでの主な取組みについて

- 土壌汚染に係るパンフレットやホームページ等による情報提供
- 「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」による自主調査への指導・助言
- 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設（以下、「特定施設」）の届出履歴に係る府民からの問合せに対応
- 土壌汚染対策法等の区域指定の情報のホームページ掲載
- セミナーの開催や講演等
 - ・環境省 リスクコミュニケーションセミナー（H25, H27）
 - ・大阪府 リスクコミュニケーションパネルディスカッション（H23-24）
 - ・NPO等主催の一般向けセミナーでの講演（毎年度）
 - ・業界団体の会員向け研修会等での講演（毎年度）
- ◎不動産業界団体へのヒアリングの実施（H27）（3団体（会員数 計 約 12,500））
 - ・土壌汚染対策に関する会員への周知・啓発の重要性について認識いただき、府が行う周知等に協力が得られる見込みとなった。

2. 現状の主な課題と対応状況

(1) 主な課題

- ①土壌汚染対策法では、調査や対策の義務が、特定施設設置事業者ではなく土地所有者となり、土地所有者に調査等の義務を理解させる必要がある。特に、事業者と土地所有者が別の場合に説明を丁寧に行う必要がある。
- ②形質変更時要届出区域で、指定解除を行わず土地利用する場合、入居者等に汚染の原因や健康リスク等について理解を得る必要がある。
- ③土地所有者等が自主的に土壌調査を行う場合、適切に実施させる必要がある。

(2) 対応状況

①土地所有者に対する調査義務の理解

- ・特定施設設置事業者への立ち入り時にチラシ等を配布し、調査義務等を周知
- ・特定施設廃止時に、土地所有者に行う調査義務の通知等を適切に実施

②土壌汚染に関する周辺住民への周知

- ・土壌汚染対策制度の概要、調査結果の概要及び基準超過物質に関する健康リスク等について簡潔に説明。

③自主調査の適切な実施

- ・「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」による指導・助言

3. 今後の対応

これまでの対応を適切に行っていく。

また、課題については不動産業界が関係する場合が多く、この業界にヒアリングしたところ、土壌汚染対策に関する周知について協力が得られる見込みとなった。

今後、業務の内容（土地の売買、物件の仲介、宅地開発等）に応じて、次のような事項について、チラシの作成、ホームページへの情報提供及び研修会での講演等を行う。

○土壌汚染とその健康リスクについて

土壌汚染とは何か。土壌汚染に伴う健康リスク（基準設定の考え方等）

○土壌汚染対策制度について

土壌汚染対策制度の概要

土地所有者の義務、調査の契機

土壌汚染の把握方法

土壌汚染が確認された場合の対応（汚染の除去等の対策、土地活用事例）

○土壌汚染対策に関する情報提供等について

区域指定の状況の情報提供

特定施設の設置履歴

指定調査機関の情報

府の自主調査等の指針に伴う指導・助言 等